

社会福祉法人 大地

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	<p>定款第36条では公益事業として居宅介護支援事業を記載しているが、居宅介護支援事業は実施していないので、定款を変更すること。また、定款変更後、登記事項の目的等の変更を行うこと。</p> <p>【社会福祉法第31条第1項、組合等登記令第3条】</p>	<p>令和5年3月10日理事会、同3月24日評議員会に、指導監査にて指摘のあった変更点を議題上程し、審議。承認後報告し、定款変更の手続きをおこなう。</p>	R4.11
4	実地	<p>補正予算について、定款では「収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」と規定されているが、理事会の決議のみで評議員会が開催されておらず、評議員会での補正予算の承認が行われていない。補正予算について評議員会の承認を受けること。</p> <p>【社会福祉法人大地定款第31条】</p>	<p>令和5年3月24日評議員会より令和4年度2次補正予算を上程し審議</p>	R4.11
4	実地	<p>評議員会で第三者委員の選任が決議されていた。評議員会で決議できるのは、法令及び定款に定める事項のみであり、第三者委員の選任は決議の対象外である。評議員会の議題を決める際は、定款の規定を確認すること。なお、報告事項として法人の重要事項を報告することは構わない。</p> <p>【社会福祉法第45条の8第2項】</p>	<p>定款に則し、評議員会での審議事項を精査、整理をおこない令和5年3月24日の評議員会にて修正する</p>	R4.11
4	実地	<p>評議員の選任について、評議員選任・解任委員会での選任後、理事会で評議員の承認が行われている。評議員の選任は、定款で評議員選任・解任委員会で行うことになっており、理事会の承認は必要ない。評議員の選任は、定款に則って行うこと。</p> <p>【社会福祉法人大地定款第6条第1項】</p>	<p>次回評議員の選任においては、定款に則り選任を行うこととする。</p>	R4.11
4	実地	<p>社会福祉法人が賃借している土地に理事長が代表をつとめる会社のトラックが駐車していた。社会福祉法人は、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇である特別な利益を与えてはならない。トラックの駐車は認めないこと。</p> <p>【社会福祉法第27条】</p>	<p>現在、他の場所に駐車場を整地中で完成後移動予定</p>	R4.11

4	実地	<p>理事長報酬規程のうち、期末手当については、最低補償額の支給基準を規定し、実際の手当額は法人の経営状況を勘案して支給すると規定している。令和3年度の支給額は、最低補償額を上回って支給されている。</p> <p>理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない。また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない。報酬等の金額の算定方法は、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については、理事会が決定するという規定は許容される。したがって、理事長報酬について、最低補償額ではなく、上限額を規定すること。また、理事長報酬規程は役員報酬であるので、法人ホームページ又は財務諸表等電子開示システムにより、インターネットで公表すること。</p> <p>【社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、社会福祉法第45条の35第2項、社会福祉法施行規則第2条の42、社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条】</p>	令和5年3月10日理事会にて理事長報酬額の審議、その後24日の評議員会にて審議承認後ホームページに掲載予定公表予定日令和5年4月1日	R4.11
4	実地	<p>理事長の職務執行状況について、定款に定めた間隔（毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上）で、理事会に報告すること。</p> <p>【社会福祉法第45条の16第3項、社会福祉法人大地定款第17条第3項】</p>	コロナ感染拡大のため理事長の職務執行状況の報告がなされていなかった。今後会議を開催し、理事長の職務執行状況の報告を行うこととする。	R4.11
4	実地	<p>資金収支計算書が社会福祉法人会計基準において定められている様式に即していないので、適正な様式で作成すること。また、勘定科目の使用方法が社会福祉法人会計基準に定められている使用方法ではないところがあるので改めること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準第17条第4項、第18条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】</p>	現在ある会計システムを変更し、指摘のあった新会計基準に変更する。	R4.11
4	実地	<p>事業活動計算書の勘定科目の使用方法が社会福祉法人会計基準に定められている使用方法ではないところがあるので改めること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準第24条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】</p>	現在ある会計システムを変更し、指摘のあった新会計基準に変更する。	R4.11

4	実地	<p>拠点区分事業活動明細書（別紙3①）の勘定科目の使用方法が社会福祉法人会計基準に定められている使用方法ではないところがあるので改めること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準第30条第4項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 2.6 附属明細書について（2）拠点区分で作成する附属明細書 ア（別紙3①）拠点区分事業活動明細書、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 2.5 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】</p>	現在ある会計システムを変更し、指摘のあった新会計基準に変更する。	R4.11
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期